

## マージン率等の情報提供について

### ① 令和8年6月1日付け 派遣労働者数

6 人

### ② 令和8年6月1日付け 派遣先事業所数(実数)

3事業所

### ③ 令和7年度(令和7年5月1日～令和8年4月30日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

34,700 円(8時間 全業務平均 )

### ④ 令和7年度(令和7年5月1日～令和8年4月30日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

23,829 円(8時間 全業務平均 )

### ⑤ 令和7年度(令和7年5月1日～令和8年4月30日) マージン率

31.3%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[ \begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[ \begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※百分率(%)表記にした場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。  
※マージン率の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。  
※また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のマージン率について理解しやすくすることが望ましい。

### ⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☒ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 ( 全ての労働者 )

当該労使協定の有効期間の終期 ( 令和9年3月31日 )

☐ 締結していない

※協定の締結の有無等の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

### ⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注)キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

| 訓練種別          | 対象者となる派遣労働者<br>雇入時・派遣中・待機中など | 訓練方法<br>OJT・OFF-JT | 訓練費用負担額<br>無償・有償 | 賃金支給<br>有給・無給 |
|---------------|------------------------------|--------------------|------------------|---------------|
| 新規採用者訓練       | 雇入時                          | OFF-JT             | 無償               | 有給            |
| 基礎知識習得訓練/現場研修 | 派遣中                          | OJT                | 無償               | 有給            |
| 低電圧取扱講習       | 派遣中                          | OJT                | 無償               | 有給            |
| 計装機器/制御調整技能講習 | 派遣中                          | OJT                | 無償               | 有給            |
| 職長教育          | 入社4年目以降                      | OJT                | 無償               | 有給            |

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 佐藤 電話番号 095-825-8069

### ⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

社会保険、有給休暇、育児・介護休業、看護休暇、定期健康診断 他

事業所名 株式会社プラント・テクノ・サービス  
許可番号 派42-300238